

企業は、まず何をしなければならないの??疑問を解決!!

～マイナンバー制度の概要とポイント～

主催：下関商工会議所中小企業相談所

昨年10月よりマイナンバーが通知され、本年1月よりマイナンバーを利用した手続きが一部開始となりました。本制度により、従業員等の税務や社会保険の対応において、様々な手続きでマイナンバーが必要になると共に個人番号の管理を含め、安全管理措置についても検討が必要です。

本セミナーでは社会保険労務士が「制度全般、マイナンバー取得時の留意点、自社における安全管理措置の考え方」を中心にポイントを解説します！

日 時：平成28年2月23日(火) 13:30～15:00

場 所：下関商工会館 3階 研修室

(下関市南部町21-19)

定 員：36名(先着順)

講 師：赤井労務マネジメント事務所 所長
社会保険労務士 赤井孝文 氏

マイナンバー・・・
いつ使うの？
どう管理するの？
疑問に



<講師プロフィール>

- 1984年 宇部高専電気工学科卒業
- 1984年 国内→外資系電気メーカー勤務
- 1996年 下関市長府にて事務所を開業

(お問合せ先) 下関商工会議所 中小企業相談所 (担当：阪本・田中)

TEL 083-222-3333 FAX 083-222-4094

(お知らせ) 平成28年2月16日～3月15日の間に提出する確定申告書にマイナンバーの記載は不要です。

(FAX 083-222-4094)

「マイナンバー制度の概要とポイントセミナー」申込票

事業所名			
所在地			
受講者名			
T E L		F A X	

※個人情報の取り扱いについて

ご提供いただきました個人情報は、当セミナーの参加確認・別セミナーの開催案内にのみ利用致します。